

○松本市特別職報酬等審議会条例

昭和39年6月22日

条例第86号

改正 平成13年3月16日条例第11号

平成19年3月14日条例第4号

平成20年9月9日条例第49号

平成25年2月21日条例第1号

平成26年12月18日条例第135号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、松本市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は松本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が任命する。

2 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長をおき、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月16日条例第11号）
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月14日条例第4号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月9日条例第49号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月21日条例第1号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日条例第135号）
この条例は、公布の日から施行する。